

業績のご報告《主な経営指標の推移》

回次	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	44,823百万円	50,854百万円	39,928百万円	41,199百万円	39,812百万円
うち信託報酬	693百万円	131百万円	3百万円	0	0
経常利益	8,069百万円	1,698百万円	7,955百万円	2,926百万円	1,384百万円
当期純利益	5,846百万円	1,330百万円	5,823百万円	1,391百万円	3,347百万円
資本金	44,127百万円	44,127百万円	54,127百万円	54,127百万円	54,127百万円
発行済株式総数	普通株28,907千株 優先株 8,000千株	普通株28,907千株 優先株 8,000千株	普通株 36,313千株 優先株 2,460千株	普通株39,308千株 優先株 1,200千株	普通株 39,308千株 優先株 1,200千株
純資産額	97,310百万円	90,952百万円	76,740百万円	73,563百万円	78,562百万円
総資産額	1,525,006百万円	1,494,826百万円	1,508,403百万円	1,524,741百万円	1,538,924百万円
預金残高	1,372,464百万円	1,361,663百万円	1,397,154百万円	1,413,924百万円	1,420,442百万円
貸出金残高	1,117,371百万円	1,050,597百万円	1,119,566百万円	1,163,078百万円	1,183,386百万円
有価証券残高	197,270百万円	262,236百万円	282,293百万円	212,018百万円	242,526百万円
1株当たり純資産額	1,963.13円	1,743.42円	1,690.99円	1,718.16円	1,845.73円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	普通株式 40.00円 (-) 第1回優先株式 75.00円 (-)	普通株式 - (-) 第1回優先株式 75.00円 (-)	普通株式 10.00円 (-) 第1種優先株式 75.00円 (-)	普通株式 8.00円 (-) 第1種優先株式 75.00円 (-)	普通株式 8.00円 (-) 第1種優先株式 75.00円 (-)
1株当たり当期純利益金額	181.60円	25.28円	187.78円	33.41円	82.94円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	103.71円	16.38円	156.87円	30.75円	73.23円
単体自己資本比率(国内基準)	10.96%	10.92%	9.27%	8.60%	9.66%
自己資本利益率	9.53%	1.34%	10.2%	2.0%	4.6%
株価収益率	14.79倍	126.98倍	14.67倍	26.58倍	9.81倍
配当性向	22.02%	-	6.3%	24.1%	9.6%
従業員数 (ほか、平均臨時従業員数)	1,222人 (227人)	1,179人 (246人)	1,159人 (254人)	1,147人 (267人)	1,165人 (273人)
信託財産額	15,951百万円	267百万円	84百万円	30百万円	3百万円
信託勘定貸出金残高	-	-	-	-	-
信託勘定有価証券残高	-	-	-	-	-

- (注) 1. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成19年3月から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
4. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年3月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

業績

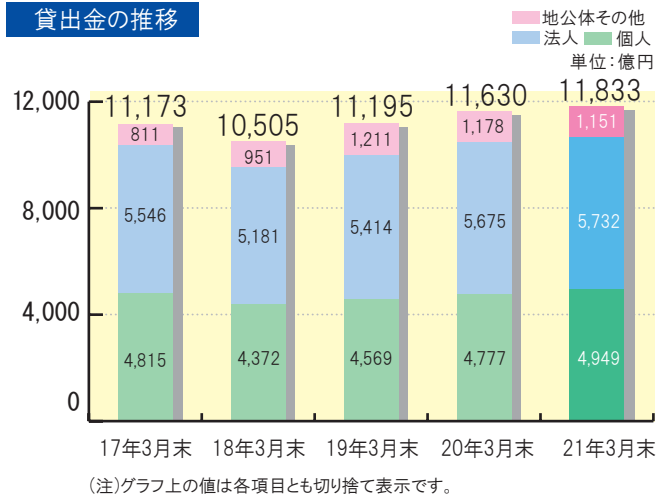
業績

貸出金

個人・法人向けともに増加

貸出金の期末残高は、住宅ローンなどの個人向け貸出や中小企業向け貸出に積極的に取り組んだ結果、前期末を203億円上回る1兆1,833億円となりました。

貸出金の推移

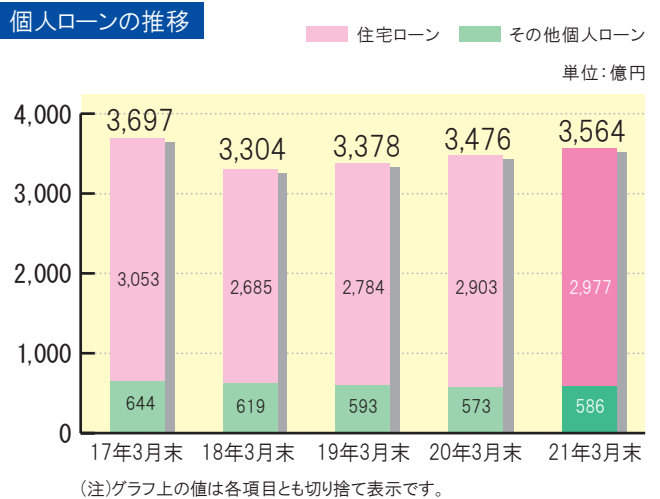


個人ローン

住宅ローン残高が増加

個人ローンの期末残高は、住宅ローンの増加により、前期末比88億円増加の3,564億円となりました。

個人ローンの推移

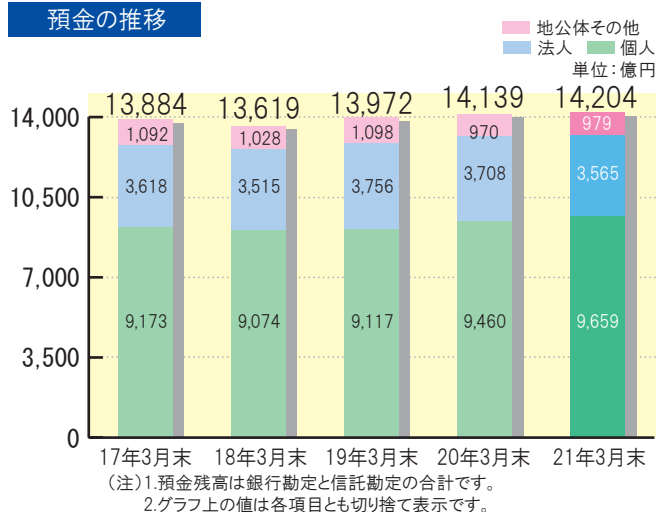


預金

個人向け定期預金の販売が好調

預金の期末残高は、当行の創立60周年を記念して発売した個人向け定期預金が好調に推移し、前期末を65億円上回る1兆4,204億円となりました。

預金の推移

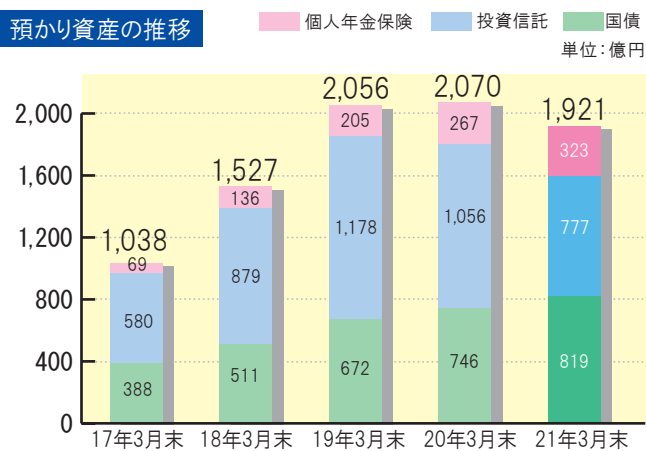


預かり資産

国債や個人年金保険が増加。投資信託は減少

預かり資産（投資信託、国債、個人年金保険）の期末残高は、国債や個人年金保険は増加しましたが、市況の悪化等により投資信託の販売が伸び悩み、前期末比149億円減少しました。

預かり資産の推移



(注)1.個人年金保険の残高は契約額の累計です。
2.グラフ上の値は各項目とも切り捨て表示です。

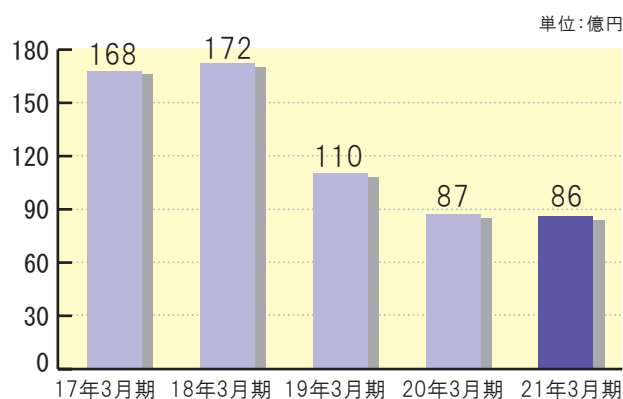
コア業務純益

ほぼ前期並みの水準を確保

コア業務純益^(注)は、預金や貸出金、為替業務などであげた利益(業務純益)から一時的な変動要因を除いた、銀行の本来業務の収益力を表す指標で、事業会社の営業利益に相当する概念です。

今期のコア業務純益は、役務取引等利益が減少しましたが、貸出金利息の増加により、ほぼ前期並みの水準である86億円となりました。

コア業務純益の推移



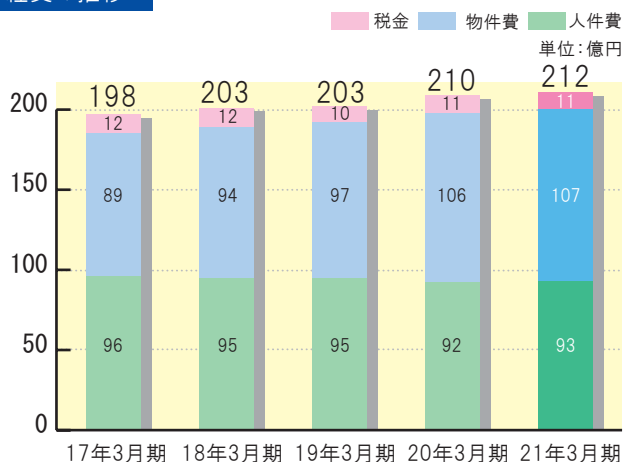
(注)コア業務純益は、業務純益から一般貸倒引当金繰入、国債等債券損益(5勘定戻)を除いて算出します。

経費

IT関連や店舗関連費用の増加により微増

インターネットバンキングの充実に向けたIT投資や新設店舗関連等の減価償却費増加を主因に物件費が増加し、経費全体では前期を2億円上回る212億円となりました。

経費の推移



(注)グラフ上の値は各項目とも切り捨て表示です。

業績

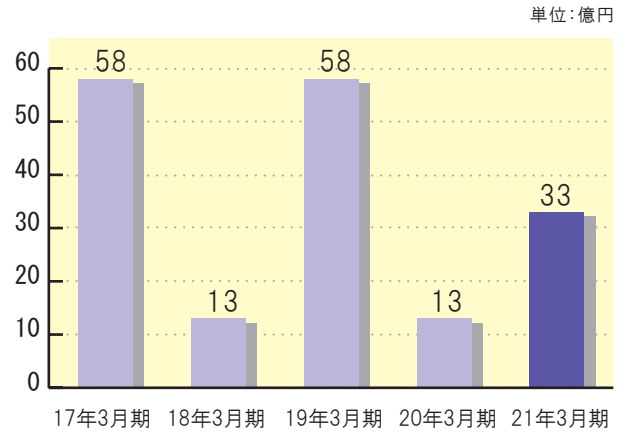
経常利益・当期純利益

与信費用の減少により当期純利益は増加

経常利益は、株式市況の悪化等に伴い有価証券の減損処理を実施したことから、前期を16億円下回る13億円となりました。

当期純利益は、貸出引当金戻入益の発生を主因に特別利益が増加し、前期を20億円上回る33億円となりました。

当期純利益の推移



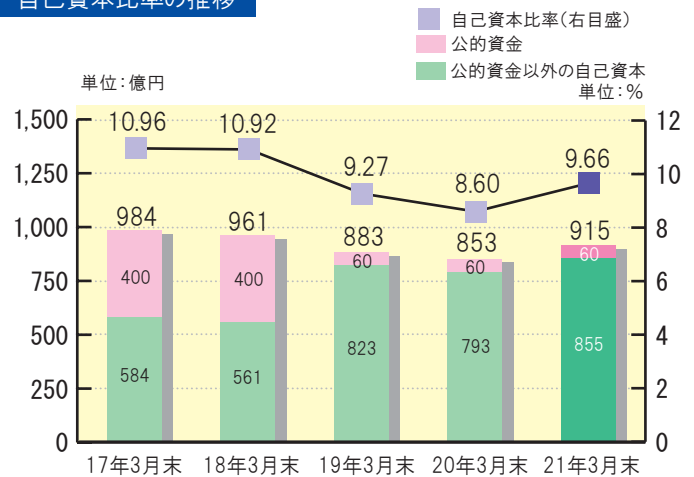
自己資本比率

利益の積み上げ等により上昇

自己資本比率は、経営の安全性や健全性を図る指標の一つで、資本金等の自己資本が貸出金を中心とする資産規模に比べてどの程度充実しているかを表します。この比率は、海外に営業拠点を持つ銀行は8%以上、当行のように国内のみで営業している銀行は4% (国内基準) 以上が必要です。

当行の21年3月末の自己資本比率は、利益の積み上げ等により分子である自己資本が増加し、前期末比1.06ポイント上昇の9.66%となりました。

自己資本比率の推移



格付け

格付けは「A-」(シングルAマイナス)

格付けは、企業が発行する債券などの元金および利息の支払いが、約定どおり履行される確実性の度合いを公正な第三者である格付機関が評価し、その結果を記号で表したものです。当行は日本格付研究所の格付け(注)を取得しており、20ランク中上位から7番目となる「A-」(シングルAマイナス)の良好な評価を得ています。

(注)格付けは、「AAA」から「D」までの10段階です。「AA」から「B」までの格付けには、同一等級内での相対的評価として、(+)(-)の符号による区分があります。この符号も含めてランク付けた場合、格付けは20ランクに区分されます。

格付けの定義

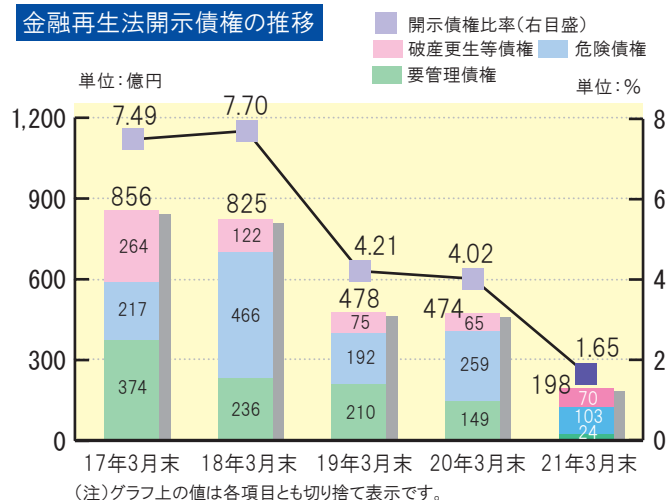
長期債券格付記号	定義
AAA	債務履行の確実性が最も高い。
AA (+-)	債務履行の確実性は非常に高い。
A (+-)	債務履行の確実性は高い。
BBB (+-)	債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来、債務履行の確実性が低下する可能性がある。
BB (+-)	債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとはいえない。
B (+-)	債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。
CCC	現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある。
CC	債務不履行に陥る危険性が高い。
C	債務不履行に陥る危険性が極めて高い。
D	債務不履行に陥っている。

開示債権

債務者区分の良化を主因に大幅減少

金融再生法に基づく開示債権額は、債務者区分の良化を主因に前期末比276億円減少し、198億円となりました。この結果、開示債権比率は前期末比2.37ポイント低下の1.65%と、大幅に改善しました。

金融再生法開示債権の推移



平成22年3月期業績予想

当期純利益35億円を予想

平成22年3月期は、金融市場の混乱等により有価証券の減損処理が発生した前期の反動から経常利益は前期を38億円上回る見込みですが、貸倒引当金の戻入を見込まないことから、当期純利益はほぼ前期並みの35億円を予想しています。

平成22年3月期業績予想

	22年3月期予想	21年3月期実績	増減額
経常収益	390	398	-8
経常利益	51	13	+38
当期純利益	35	33	+2

資産の健全化

お取引先の経営改善支援、資産の健全化に積極的に取り組んでいます。

琉球銀行は、資産の健全化は経営の最重要課題であると認識し、不良債権の早期処理、お取引先の経営改善支援に積極的に取り組んできました。平成20年度においては、お取引先の債務者区分良化等により、金融再生法に基づく開示債権額は大幅に減少しました。

当行は、地域金融機関として地域経済との共生に重点を置きながら、適切に地域のリスクを取りつつ、お客さまと共に諸課題の解決に取り組む問題解決型金融業を目指してまいります。例えば、自己査定債務者区分でいえば、破綻懸念先や要管理先のほとんどは事業を継続しており、業績の回復や延滞解消があれば正常先に戻る可能性が十分にあります。当行は、こうした経営改善に取り組んでいるお取引先企業のご要望に対して、経営改善に向けた助言、「経営改善計画」策定の支援などに積極的に取り組むことで、県内のお取引先企業の事業再生ならびに当行の資産健全化を図ってまいります。

平成20年度については、300先の経営改善支援に取り組み、うち73先で債務者区分の良化を図ることができました。当行は引き続き経営改善支援の取り組みを強化し、県内の中小企業の事業再生ならびに当行の資産健全化を図ってまいります。

自己査定の債務者区分と金融再生法に基づく開示債権

自己査定における債務者区分		金融再生法に基づく開示債権	引当率	引当額	保全率
破綻先	12億円	破産更生等債権 70億円	無担保部分の 100.00%	2億円	100.00%
実質破綻先	58億円				
破綻懸念先	103億円	危険債権 103億円	無担保部分の 54.11%	16億円	86.82%
要注意先	要管理先 26億円	要管理債権 24億円	無担保部分の 23.20%	2億円	66.27%
	その他要注意先 1,647億円				
正常先	10,132億円	正常債権 11,782億円	債権額の1.81%	30億円	開示債権額 198億円 開示債権の保全率 88.73%
合計	11,980億円	合計	59億円	7億円	

破綻懸念先
以下の保全率
92.18%

引当・保全率の考え方

■破綻先・実質破綻先の債権

担保、保証等で保全されていない債権額の100%を償却・引当しています。

■破綻懸念先の債権

過去の貸倒実績率に基づいて個別債務者ごとに予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を個別貸倒引当金として計上しています。

■要管理先・その他要注意先・正常先の債権

過去の貸倒実績率に基づき、要管理先の債権で3年、その他要注意先および正常先の債権で1年の予想損失額を見積もり、一般貸倒引当金として計上しています。

■保全率

担保・保証等および貸倒引当金で債権額の何%をカバーしているかを表します。

(注) 1.表上の値は各項目とも切り捨て表示です。
2.平成21年3月末現在。

自己査定債務者区分と金融再生法開示債権の定義

◎自己査定の破綻先・実質破綻先＝金融再生法の破産更生等債権

破産、清算、会社更生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権、およびそれと同等の状態にある債務者に対する債権です。

◎自己査定の破綻懸念先＝金融再生法の危険債権

現状では事業を継続しているが、実質的に債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権です。

◎自己査定の要管理先＞金融再生法の要管理債権

■自己査定の要管理先

債務者の経営再建または支援を図ることを目的に債務者に有利となる取り決め(約定条件の変更等)を行った貸出金や元金または利息の支払いが3カ月以上延滞している貸出金のある債務者です。

■金融再生法の要管理債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的に債務者に有利となる取り決め(約定条件の変更等)を行った貸出金や元金または利息の支払いが3カ月以上延滞している貸出金です。

自己査定における債務者区分は「債務者単位」、金融再生法に基づく開示債権額は「債権単位」です。例えば、一人の債務者に2件の貸出金があり、うち1件の貸出金が3カ月以上延滞している場合、自己査定では2件の貸出金合計額が要管理先に区分されるのに対し、金融再生法では要管理債権と正常債権(要管理債権以外の貸出金)にそれぞれ区分されます。

◎自己査定:その他要注意先(要管理債権のない要注意先)

貸出条件に問題のある債務者、貸出金等が3カ月未満延滞している債務者、財務内容に問題のある債務者などです。